

シンポジウム3

地域で経験した中小企業と産業医の関わり及び今後の問題

藤塚 和光

横浜市港北区医師会産業医担当理事

(平成16年1月30日受付)

要旨：シンポジウム「中小企業の労働安全衛生」に参加し「地域で経験した中小企業と産業医の関わり」について述べた。

まず全国労働安全衛生基本調査からみると大企業と産業医の選任義務のある従業員50人以上の事業場と選任義務のない49人以下小規模事業場の3者とを比較すると従業員数が少ない程産業医及び、安全衛生推進者等選任率、健康診断の受信率さらに健康診断後の措置も低率となり、有所見率は逆に高い。

これは横浜市の当地域でも同様である。認定産業医の活動も厚生労働省と日本医師会の協同事業として発足し10年余になり、その間全国に都道府県単位で産業保健推進センターが、基準監督署単位で地域産業保健センターが設立された。

基準監督署、推進センター、地域産保センターの事業場へ働きかけもあり徐々に嘱託産業医の選任が進んでいるがまだ道半ばである。医師会員の産業医に対する関心も十分とはいえない。現に我々の地域では従業員50人以上事業場に対しての嘱託産業医の選任は半数に満たない。コウジネーターの努力により地域産業保健センターでの産業医活動として小規模場事業向け窓口相談、事業場訪問も少しずつ増加しているが、更に発展させるには基準監督所による強い行政力が必要だ。

私個人としても産業医として事業場訪問し過重労働、有害業務の改善を促すが監督署のそのような効果は現れない。焦らず相談形式で納得してもらうしかない。また外傷治療後に事故現場に訪問してみるとその原因となる要素が見つかる事が多い。現場でのより詳細な事故防止対策が必要だ。

何れにせよ小規模事業場の労働安全衛生状態の向上に関わる産業医としてはまず地元の経営者と顔見知りであるのを利用し日々の診療しながら事業場の作業環境などを話しあうなど地道な努力が必要だ。簡単ではあるが零細小規模事業場の過重労働、有害業務、外傷等の経験例を示した。

(日職災医誌, 52: 142—148, 2004)

—キーワード—

中小企業の労働安全衛生・事業場・地域産業保健センター・産業医

はじめに

私は約12年地域で産業医活動を行いました産業医担当理事としてその活性化に努めてきましたが、このたびシンポジウム「中小零細企業の労働安全衛生」に参加し、地域で経験した中小企業と産業医の関わりと今後の問題を述べた。

1) 全国的な中小零細企業の労働安全衛生状態について

労働安全衛生基本調査でみると安全衛生推進者等の選任および一般定期診断実施(表1)では産業医の選任義務のある従業員50人以上の事業場と選任義務のない49人以下の小規模事業場(更に30~49, 10~29人に分けて)との比較ではまず基本である健康診断受診率で、49人以下小規模事業所に未実施率が高く9.6% 17%と著しい。

産業医選任率も50人以上の事業所75.8%に対して49人以下の小規模事業所では20.4%以下である。衛生管理者、安全管理者も同様に少ない。定期健康診断等の結果

表1 安全衛生推進者等の選任および一般定期健康診断実施：事業所別割合

区分	安全衛生推進者等	(M.A.)				安全衛生推進者または衛生推進者	産業医	安全衛生委員会等	健康診断未実施
		衛生管理者または安全管理者							
			衛生管理者	安全管理者					
全事業所平均	60.2	37.9	27.2	32.6	22.4	12.2	28.7	14.6	
事業所規模	50人以上	—	—	76.6	73.6	—	75.8	74.2	0.5～4.6
	30～49人	73.4	49.1	38.2	41.7	24.3	20.4	43.4	9.6
	10～29人	57.7	35.7	25.1	30.8	22.0	10.7	25.8	17.7
(参考) 平成7年	62.0	42.2	(30.5)	(37.5)	19.6	(12.9)	(28.1)	—	

出典：平成12年度労働安全衛生基本調査（厚生労働省）

表2 定期健康診断等の結果に基づく健康管理のための事後措置の有無および内容別事業所割合

事業所規模	平均14年								平均
	5,000人以上	1,000～4,999人	300～999人	100～299人	50～99人	30～49人	10～29人		
異常の所見があった労働者がいる事業所計	[100.0] 100.0	[100.0] 100.0	[98.8] 100.0	[98.8] 100.0	[89.1] 100.0	[78.3] 100.0	[63.0] 100.0	[69.1] 100.0	
事後措置有	100.0	98.8	98.0	93.9	88.4	82.5	79.3	81.9	
事後措置の内容(複数回答)	健康管理等について医師又は歯科医師から意見を聴いた	86.2	84.2	65.4	48.7	35.0	23.7	20.5	24.8
	再検査・精密検査の指示等の保健指導を行った	100	98.2	95	90.4	82.4	77.6	73.0	76.1
	就業場所の変更や作業転換の措置をとった	77.6	35.0	19.0	8.8	6.4	4.7	2.4	3.8
	労働時間の短縮や時間外労働の制限の措置をとった	77.8	43.0	16.9	8.3	5.2	3.5	2.3	3.3
	作業環境管理・作業管理の見直しのため、作業環境測定を実施した	33.0	22.8	9.6	5.6	3.1	2.0	0.3	1.3
	作業環境管理・作業管理の見直しのため、施設又は設備の改善を実施した	29.9	20.9	8.5	3.8	2.7	2.2	1.0	1.7
その他の措置を行った	8.9	11.1	8.1	6.5	4.7	3.5	5.3	5.0	
事後措置無	—	1.2	2.0	6.1	11.6	17.5	20.7	16.1	

(注1) [] は全事業所のうち「異常の所見があった労働者がいる事業所」の割合

(注2) 「再検査・精密検査の指示等の保健指導を行った」は平成14年調査において新規の調査項目とした

出典：平成14年度 厚生労働省健康状況調査

表3 事業場規模別の定期診断有所見率

事業場規模	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
計	39.5	41.2	42.9	44.5	46.2	46.7
1,000人以上	43.1	36.8	38.4	39.1	40.2	41.3
300～999人	43.9	38.0	40.0	42.0	43.9	44.5
100～299人	40.5	42.2	43.6	45.3	47.0	47.4
50～99人	43.1	45.6	47.2	48.4	49.8	50.0
～49人	43.9	48.4	49.6	51.1	51.6	52.3

(注) 50人未満の事業場の有所見率は自主的に提出された事業場の実施結果のみを集計したものである

出典：厚生労働省 定期健康診断結果調査

にもとづく健康管理のための事後措置（表2）で大企業（1,000～4,000人）に対し小規模事業所では事後措置の内容で「健康管理についての医師，歯科医師から意見を聴いた」をはじめ「労働時間の短縮や時間外労働の制限の措置をとった。」等すべてに事後措置が少ない。

事業場規模別の健康診断有所見率（表3）も大企業に対して小規模事業場ほど高く，年々増加傾向を示している。

しかし労働災害発生状況をみると年々全国的に右肩下がりが減少している。職業性疾患は横ばいでそのうち腰痛が多く作業環境の改善が望まれる。

2) 当地域の場合（事業場・地域産業保健センター・産業医の現状）

横浜市（人口約350万人）には労働基準監督署単位で4箇所の地域産業保健センターがあり，私の属す北地域

表4 規模別事業場数と産業医選任状況

	専属産業医のいる 事業場数	労働者50人以上 の事業場数	選任報告提出数	選任の割合 (%)	労働者49人以下 の事業場数	認定産業医数
神奈川県	143	245	113	46.1%	2,093	46
西区	179	325	143	44.0%	1,796	42
港北区	149	246	112	45.5%	2,955	54
緑区	41	61	28	45.9%	1,018	16
青葉区	60	87	46	52.9%	1,159	32
都筑区	108	150	66	44.0%	1,724	13
合計	608	1,114	508	45.6%	10,745	203

平成14年：神奈川県地域産業保健センター管内

	日本医師会会員数	認定産業医数
全国：	約150,000人	59,539人 (37.4%)
神奈川県：	約7,600人	2,694人 (35.4%)
横浜市：	約3,200人	720人 (22.5%)

表5 産業医活動についてのアンケート集計

横浜市港北区医師会 会員280名中 回答44名 (回収率16%) 平成15年9月実施
(嘱託産業医活動について)

質問	はい	いいえ
企業に対して産業医活動をしていますか	16 1社(8名) 2社(1名) 3社(4名) 4社(2名) 5社(1名)	28
日本医師会認定産業医ですか	20	24
そのうち市医師会推薦の企業はありますか	7 1社(5名) 2社(2名)	36
健康診断結果の事後相談を行っていますか	18	25
年に何回職場巡視を行っていますか	7 1回(1名) 2回(1名) 3回(1名) 4回(1名) 6回(1名) 10回(1名) 12回(1名)	36
安全委員会に出席したことはありますか	9	34

(小規模企業に対する産業医活動について)

地域産業保健センターを通じて産業医活動をした事がありますか	8	35
-------------------------------	---	----

(意見・要望)

- ・大変困難な仕事ですが、中小企業の産業医活動が原点と思います。
- ・小規模事業施設は区内にも沢山あり産業医を決める必要があるのですが、半数以上の事業場は決めていないと思います。
- ・日医産業医の更新の条件が厳しすぎます。日常生活が多忙な中で20単位の取得が義務付けられているので、大変な努力が必要になります。講習の時間帯も開業医向きではなく、開催が少なく受講が難しいです。
- ・資格を維持するのが大変です。何とかありませんか？

産業保健センターは神奈川、西、港北、緑、青葉、都筑6区管内を担当し、人口約120万で市人口の約3分の1占める地域で他の3産保センターより広範囲でもある。

当地域での規模別事業場数と産業医選任状況(表4)に示すように従業員50人以上事業場数1,114社に対し嘱託産業医を選任している事業場は508社で45.8%にとどまっており半数以上が嘱託産業医を選任していない状況にある。

一方管内の認定産業医数は203人で単純計算すると1人当たり2.5社を受け持っている状況となる。今後選任事業場の増加が予想され、さらに49人以下の小規模事業場に対して産保センターの産業医活動を軌道に乗せるには認定産業医の増加が必要である。

ちなみに全国日本医師会会員数約150,000人中認定産業医数59,539人(37.4%)に対して横浜市では約3,200人中720人(22.5%)と少ない。

前述のように横浜市医師会の認定産業医は少ない。関

心はどうだろうか、現状を見るため港北区医師会員に対して産業医活動についてのアンケート(表5)を行った。

横浜市港北区医師会会員280名中回答44名うち16名が産業医活動(35.3%)をし、大半は1~3社を担当し、産業医活動内容では健康相談結果の事後相談を行っている(100%)、職場巡視を行っている(43.7%)、安全委員会に出席(20.9%)、の順となっている。また小規模企業(49人以下)に対する北地域産業保健センターを介しての活動は(33.3%)と低率であり、今後の小規模事業場に対する当センターの産業医活動への参加努力が望まれる。

また産業医活動に対する意見、要望の要約を(表5)に下記してあるが、私見としては産業医の資格取得、更新にはこの程度の研鑽は必要と思っている。

3) 産業医共同選任事業について

小規模事業場に対する産業医の選任を推進する目的

表6 産業医共同選任事業年度別新規申請事業場一覧（署別）

署別	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度	合計
横浜南	4		2		8	3	3	20
鶴見		3		20	8			31
川崎南	1		4	4	6		5	20
川崎北		2				6		8
横須賀	1	3	6		4			14
横浜北			3		26	5		34
平塚	5	18			5			28
藤沢	1	8	6	4	3			22
小田原		2						2
厚木		3	5		4			12
相模原	3	8	12			6		29
横浜西	2	1						3
合計	17	48	38	28	64	20	8	223

〈助成金の区分と助成額〉

小規模事業場産業保健活動支援促進助成金の区分

30人以上50人未満の事業場

10人以上30人未満の事業場

10人未満の事業場

助成額

83,400円

67,400円

55,400円

神奈川県産業保健推進センター資料より

である共同選任のための助成事業であるが、産業医共同選任事業年度別新規申請事業場一覧（表6）に示すように神奈川県下では平成14年度より申請が減少している。産業保健推進センターの見解では本事業は当初大企業系列の小規模事業場進んだが今後は第三次産業の小規模事業場に助成を薦める必要との事ある。

この事業は手続きが煩雑な上助成額が少ない点問題があるようだ。

4) 中小企業と関わって感じたこと及び経験した症例（過重労働、有害業務、外傷）

■過重労働（食品製造・販売）

地域産業保健センターのコーディネーターと事業場訪問し個人業務内容（不規則な勤務、拘束時間、出張回数、作業環境、精神的緊張を伴う業務等）、健康診断個人票をもとに話し合い過重労働による疾病発症頻度の増大を説明している。月100時間以上或いは6カ月間の平均80時間を超えての時間外労働を行った場合その従業員にたいして面接し40時間を超えると脳循環系の疾患発症率が高くなる事を説明し、会社の事情も聴きながらも過重労働の軽減の必要性を理解してもらう。根気良く2、3回訪問して経過をみると少しずつであるが過重労働が減少している。

面接は忍耐の説得が何より必要で決して高圧的であってはならない。また管理者と過重労働者とは意見が異なり、双方の話を聴き総合しての判断も必要となる。（表7）この事業場の場合販路が他県にまでおよび交通事情により帰社が不規則になるなど、過重労働もその内容の評価も必要となろう。

■有害業務（バッテリー製造業）

当院で約10年間特殊健康診断を行っている10数名規模の事業場であるが、（表8）に示すように血中鉛値が高値を示す者が多く、現場訪問をしてみると集じんダクトなどは整備されているが、防塵マスク、作業服、の管理や作業中の喫煙など日々の防塵対策が徹底していない。折にふれ管理について改善を促している。

■外傷 1（プレス工 67歳 3度にわたる事故で左第1, 2, 4指, 右第2, 3, 4指を切断）

従来数人規模の従業員の工場であったが、倒産しその機械を譲り受け1人で下請け事業として作業しており、後日訪問し事故現場をみるとプレス機械もかなり老朽化しておりその安全対策そのものも危なく、作業能力を低下させるものであり、今回の事故も安全策を外しての事故であり訪問時もやはり外して作業している。零細企業の実態をみたおもいである。

■外傷 2（ダンボール加工会社 作業助手 40歳）

作業場はよく整備され広く環境は優れており身体障害者を積極的に雇用しその対策に寄与している会社である。本人も長年勤務している知的障害者であるが大きなダンボール裁断機に手を入れ操作員がそれに気がつかずスイッチ入れ受傷したもので、操作位置から死角となっていた結果である。鏡などで死角をなくすなど対策が必要であった。事故後その現場を訪問してみるとその何かの要因がありそれゆえ事故前の細かい対策が望まれる。

5) 小規模事業場と関わりあいで感じたこと

小規模事業場の労働安全衛生管理の特徴

●従業員の健康診断受診率が低い。また有所見率が高い。高齢化。

表7 長時間労働時間記録表 (9/10 縮)

氏名	年齢	区分	当月 (9/10時)	前月 (8/10時)	2ヶ月前 (7/10時)	3ヶ月前 (6/10時)	4ヶ月前 (5/10時)	5ヶ月前 (4/10時)	5ヶ月 平均	6ヶ月 平均
A	37	A	61.56 時間	67.45 時間	63.12 時間	84.24 時間	63.35 時間	104.24 時間	68.10 時間	74.02 時間
		B				回 時間	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間
B	36	A	52.04 時間	90.11 時間	91.20 時間	45.47 時間	55.06 時間	66.35 時間	66.53 時間	66.50 時間
		B				回 時間	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間
C	35	A	64.04 時間	74.78 時間	85.55 時間	63.39 時間	60.47 時間	62.44 時間	69.56 時間	68.04 時間
		B								
D	35	A	46.13 時間	67.06 時間	80.36 時間	69.30 時間	69.51 時間	71.50 時間	66.39 時間	67.31 時間
		B								
E	28	A	48.46 時間	43.20 時間	80.21 時間	65.09 時間	59.34 時間	89.36 時間	時間	64.07 時間
		B								
F	35	A	69.23 時間	56.51 時間	73.47 時間	73.31 時間	66.34 時間	75.05 時間	68.01 時間	69.11 時間
		B				回 時間	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間
G	34	A	67.25 時間	63.00 時間	86.06 時間	70.45 時間	88.12 時間	71.58 時間	75.05 時間	74.34 時間
		B				回 時間	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間
H	33	A	69.18 時間	74.18 時間	73.40 時間	92.37 時間	74.13 時間	64.16 時間	76.49 時間	74.03 時間
		B				回 時間	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間
I	23	A	70.33 時間	69.20 時間	103.55 時間	83.41 時間	88.15 時間	92.27 時間	83.08 時間	84.41 時間
		B				回 時間	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間
J	47	A	42.30 時間	55.41 時間	75.14 時間	64.31 時間	66.36 時間	時間	60.54 時間	時間
		B				回 時間	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間
K	43	A	35.28 時間	60.37 時間	52.23 時間	68.36 時間	60.09 時間	83.56 時間	時間	60.01 時間
		B	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間
L	32	A	62.30 時間	66.43 時間	104.39 時間	91.34 時間	71.05 時間	124.14 時間	79.30 時間	86.07 時間
		B				回 時間	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間
M	32	A	48.57 時間	68.38 時間	71.43 時間	79.44 時間	81.28 時間	48.52 時間	70.06 時間	66.03 時間
		B	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間	回 時間

- 一般に作業場が狭く機械の間隔も狭い。製品と切子、バリなどが煩雑に置かれている。
- 作業場の照度が暗い。換気が悪い温度調整が良くない。
- 仕事量が一定しない。いそがしい時は過重労働となる。
- 元請けに工賃を値切られ、仕事量を増やすことで補い、結果過重労働となる。

小規模事業場の外傷で困る例

- 朝怪我をしたが、仕事が急ぎのため夕方になって来院する
- 受傷後自分で処置し、化膿してから受診する。
- 受傷後仕事を続けた局所の安静が保てず治療が遅れる。
- 繰り返し受傷する人が多い。
- 受傷時に労災保険に加入していないことで経営者が苦慮することになる。

表8 バッテリー製造業 血中鉛測定値（基準値 20 $\mu\text{g}/\text{dl}$ 以下）

	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年	平成12年	平成13年	平成14年
A	31.1	43.9	46.3	31.6	25.9	35.6	27.4	17.2	21.9
B	28.8	32.7	32.7	30.5	20.0	28.1	17.7		
C								30.0	
D							31.4	22.3	
E		18.8	29.2	26.4	22.5	33.1	16.5		
F	21.5	29.4	29.2	26.1	19.4	27.2	17.7	8.7	11.7
G								16.8	25.7
H	12.9	12.0	37.4	17.9	14.4		5.9	3.0	7.4
I			58.9	57.6	27.3	37.7	32.0	23.6	24.8
J							13.6	14.5	26.2
K			30.6	23.7	19.4	33.3	19.2	7.7	11.9
L			22.3	45.8	50.6	53.9	58.5	18.0	26.8

おわりに

認定産業医として地域の産業医活動を振り返りその効果が上がらないのは何故だろう？ 小規模事業場の経営者に接していると従業員に対する思いやりは強く大企業のそれに劣らないと感じるのに、やはり経営上の問題が大きいようだ。まず経営、その上での労働安全衛生の向上で、その余裕が無いのが現状である。

これは産業医だけでなく厚生労働省、産業保健推薦セ

ンター、地域産業保健センターでも同じ思いであろう。当面労働安全衛生に携わる立場での各自が努力するしかない。

(原稿受付 平成16.1.30)

別刷請求先 〒223-0057 横浜市港北区新羽町2872
横浜市港北区医師会産業医部会
藤塚 和光

Reprint request:
Kazumitu Fujitsuka

PROBLEMS CONCERNING THE LOCAL LABOR SAFETY ENVIRONMENT IN SMALL BUSINESSES
FROM THE VIEWPOINT OF INDUSTRIAL PHYSICIANS

Kazumitsu FUJITSUKA

Kouhoku ku Yokohama Medical Association

I joined symposium which titled The labor safety environment of small business at Japan occupational-calami-ty academic meeting.

I have been working for small business as a part-time industrial physician for more than 10 years. This is a joint project with Ministry of Health, Labor and Welfare and The Japan Medical Association.

There are many problems at labor safety environment of small business.

Some of these problems are a low rate of joining of industrial physician, low rate of consultation of medical examination and preventive measures after the examination in spite of high abnormal incidence.

These problems are occurred especially in small business which have no obligation to employ industrial physician. This is not special tendency in Yokohama area, but also can be seen all over the country.

I gave a few cases of harmful business, overwork and an accident on the job, which are caused by incidences.

I visit these companies later on and inspect the situations where the accidents happened.

Distinctive features in working environment of small business which I experienced as a industrial physician are as follows;

- Low rate of industrial physician employment and low rate of physical examination in spite of high rate of abnormal incidences.
- Working environment is not good, for instance, working room is narrow and light is not enough and temperature not controlled.
- Working time is not fixed. Sometimes, employess have nothing to do or sometimes they have to work till midnight.
- Overtime-work due to cut down of cost of labor
- Elderly employee

Industrial physicians have been giving consulting service at the window of Local Industrial Health Center with coordinator but few of small business members come here.

Anyway there is still a long way to go toward the setting in the right direction on this project.
